

(様式C)

共同企業体結成届兼委任状

令和 年 月 日

西原町教育委員会
教育長 仲盛 康治 様

共同企業体名

【代表構成員】

所在地：

商号又は名称：

代表者職氏名：

【その他共同企業体構成員】

所在地：

商号又は名称：

代表者職氏名：

「西原東小学校及び西原東児童館・西原児童館等整備に係る民間活力導入可能性調査等業務委託」に係る企画提案公募について、以上のとおり共同企業体を結成し、以下の権限を代表構成員に委任します。

なお、代表者は各構成員をとりまとめ、公募型プロポーザル参加に係る一切の責任を負うとともに、受注者に選定された場合は、業務の遂行及びそれに伴う当共同体が負担する債務の履行に関し、一切の責任を負うものとします。

(委任事項)

- 1 公募型プロポーザルの参加申請に関する事項
- 2 入札及び見積に関する事項
- 3 契約の締結に関する事項
- 4 契約金の請求及び受領に関する事項
- 5 その他、本プロポーザルへの参加に関し必要な事項

(様式 C-1)

共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の業務を共同連帯して行うことを目的とする。

- 一 (以下「本業務」という。)
- 二 前号に附帯する業務。

(名称) 西原東小学校及び西原東児童館・西原児童館等整備に係る民間活力導入可能性調査等業務委託

第2条 当共同企業体は〇〇〇〇〇〇〇〇 (以下「共同体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 共同体は、(代表者住所) に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 共同体は、令和〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、本業務の委託契約の履行後3ヶ月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 本業務を受託することができなかつたときは、共同体は、前項の規定にかかわらず、当該本業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 共同体の構成員は、次のとおりとする。

住所
会社名

住所
会社名

(代表者の名称)

第6条 共同体は、代表者名 を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 共同体の代表者は、本業務の履行に関し、共同体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって業務委託料(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

2 構成員は、成果物(契約書に規定する指定部分に係る成果物及び部分引渡しに係る成果物を含む。)等について、契約日以降著作権法(昭和45年法律第48号)第2章及び第3章に規定する著作権者の権利が存続する間、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、共同体の代表者である企業に委任するものとする。なお、共同体の解散後、共同体の代表者である企業が破産又は解散した場合においては、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対しその他の構成員である企業が委任するものとする。

(分担業務)

第8条 各構成員の本業務の分担は次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減があつたときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

2 前項に規定する分担業務の価額については、別に定めるところによるものとする。

(運営委員会)

第9条 共同体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに本業務の履行の基本に関する事項その他共同体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議のうえ決定し、本業務の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、委託契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 共同体の取引金融機関は、〇〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員はその分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 本業務を行うにつき発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

- 2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。
- 3 前2項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。
- 4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する共同体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退)

第16条 構成員は、共同体が本業務を完了する日までは脱退することはできない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、発注者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を共同体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後の契約不適合に対する構成員の責任)

第18条 共同体が解散した後においても、当該業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 19 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

●●●●会社及び○○○○会社は、上記のとおり共同企業体 ○○共同企業体協定書を締結したので、その証拠としてこの協定書 2 通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和 年 月 日

代表者住所
共同企業体名称

●●●●会社
役職 氏名

印

構成員住所
○○○○会社
役職 氏名

印